

令和7年12月18日
生涯学習課

国登録有形文化財（建造物）の登録について

1 主旨

令和7年11月21日に開催された国の文化審議会文化財分科会において、成城四丁目の「樺尾俊雄発明記念館（旧樺尾家住宅主屋）」について、国の文化財登録原簿に登録するよう答申があったので報告する。今後、官報告示を以て正式に登録となる。

なお、区内において文化財登録原簿に登録されている建造物は、今回新たに登録される1件を含め、29件となる。

2 登録される建造物の概要

（1）名称

樺尾俊雄発明記念館（旧樺尾家住宅主屋）

（2）所在地

成城四丁目19番10号（次頁案内図参照）

（3）登録基準

二 造形の規範となっているもの

（4）構造、形式及び大きさ

鉄筋コンクリート造、2階建、建築面積265m²

（5）建築年

昭和47年（1972）

（6）特徴

カシオ計算機（株）の創業者の一人である発明家、樺尾俊雄の居宅として国分寺崖線の上に建築された。設計は、吉阪隆正の下で学び国士館大学教授であった滝沢健児。主屋は切妻造の銅板葺、外壁はモルタル吹付で一部は窯変タイル貼り。屋根は凸状に湾曲させ起り付けとし、先端を正・背面とも大きく張出す軽快な意匠が特徴。屋根に独自の作風を示す滝沢の秀作。

現在は、樺尾俊雄の発明の軌跡を展示する記念館として、予約制により一般公開されている。また、国分寺崖線を貫く主屋南側の庭園は、「成城四丁目発明の杜市民緑地」として通年公開されている。

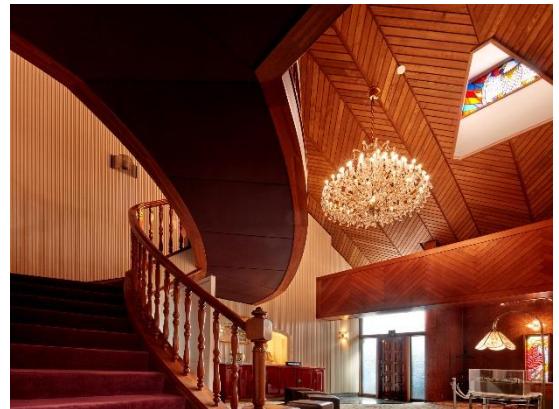
3 当該建造物画像



樺尾俊雄発明記念館（旧樺尾家住宅主屋）

正面（東面）

※ 画像提供 (一財)樺尾俊雄記念財団



内部（玄関ホール）

4 案内図

